

熊本県介護支援専門員実務研修受講試験事業者指定要領

1. 趣旨

介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第35条の15第1項に基づき、熊本県知事（以下「知事」という。）が行う、介護支援専門員実務研修受講試験（以下「試験」という。）の事業者（以下「試験事業者」という。）の指定については、この要領に定めるところによるものとする。

2. 指定の要件

指定を受けようとする者は、次の要件を満たさなければならないものとする。

- (1) 政令第35条の15第1項の各号に掲げる要件を満たしていると認められること。
- (2) 熊本県内において、保健、医療又は福祉に関連する事業を実施していること。
- (3) 試験に係る事務処理体制が確保できること。
- (4) 会計帳簿、決算書類等が整備されており、試験の実施にあたり適正な経理処理ができること。

3. 指定の申請

指定を受けようとする者は、介護保険法施行規則（平成11年厚令第36号。以下「省令」という。）第113条の37第1項の各号に掲げる事項を記載した書類を添付して、介護支援専門員実務研修受講試験事業者指定者申請書（別記様式1）により、知事に申請するものとする。

4. 試験の実施

試験事業者は、次により試験を公正かつ適正に実施しなければならないものとする。

- (1) 試験は、「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」（平成11年4月2日老発第316号厚生省老人保健福祉局長通知）など厚生労働省が示す通知等に基づいて、年1回以上実施すること。
- (2) 事業運営上知り得た秘密及び受験者に係る秘密の保持について、厳格に行うこと。

5. 事業計画書の提出及び事業実績の報告

- (1) 試験事業者は、毎年度あらかじめ、事業計画書（別記様式2）に収支予算書その他知事が求める書類を添付して知事に提出するものとする。
- (2) 試験事業者は、毎年度、事業終了後、速やかに実績報告書（別記様式3）に収支決算書その他知事が求める書類を添付して知事に報告するものとする。

6. 変更の届出・承認

- (1) 試験事業者は、省令第113条の37第1項第1号から第7号及び第9号に掲げる事項を変更する場合には、あらかじめ当該変更に係る内容、時期及び理由を知事に届け出るものとする。
- (2) 試験事業者は、省令第113条の37第1項第8号に掲げる事項を変更する場合には、あらかじめ当該変更に係る内容、時期及び理由を記載した書面を提出し、知事の承認を受けるものとする。

7. 事業の廃止・承認

試験事業者は、事業を廃止する場合には、あらかじめ当該廃止の時期及びその理由を記載した書面を提出し、知事の承認を受けるものとする。

8. 指定の取消し

知事は、次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 試験事業者が、2の要件を満たすことができなくなったと認められるとき。
- (2) 試験事業者が、4を公正かつ適正に履行しなかったとき。
- (3) その他事業の実施に関して、適切でないと認められるとき。

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成31年4月3日から施行する。